

令和4年度 第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会

(市立養護老人ホーム和風園) 会議録

日 時	令和4年7月25日(月) 9:30~12:00
場 所	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出席者	<p>委 員 石井(いしい) 隆之(たかゆき) 神部(かんべ) 智司(さとし) 谷(たに) 仁(ひとし) 富田(とみた) 智和(ともかず) 和田(わだ) 聡子(さとこ)</p> <p>市出席者 企画部 部長 上田 剛 マネジメント推進課 課長 島津 久夫 マネジメント推進課 係員 池島 秀起</p> <p>事務局 福祉部 部長 中山 裕雅 高齢介護課 課長 浅野 理恵子 高齢介護課 係長 田尾 直裕 高齢介護課 係員 西村 勇一郎 高齢介護課 係員 北次 佑有</p>
事務局	高齢介護課
会議の公開	<p>■非公開</p> <p>会議の冒頭に諮り、出席者の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要]</p> <p><非公開・一部公開とした場合の理由></p> <p>公開することで、募集内容・審査要領・配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため</p>

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 部長挨拶
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する説明等
- (7) 議題
 - ア 募集要項・業務仕様書について
 - イ 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について

(9) 閉会

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 スケジュール表 (案)
- 資料3 募集要項 (案)
- 資料4 業務仕様書 (案)
- 資料5 審査要領 (案)
- 資料6 選定基準 (案)
- 資料7 市立養護老人ホーム和風園パンフレット

3 審議経過

(1) 開会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今から第1回市立養護老人ホーム和風園指定管理者選定・評価委員会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます高齢介護課の浅野でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

(2) 委嘱状交付

----- 委嘱状を机上配布 -----

(3) 部長挨拶

----- 部長あいさつ -----

(4) 出席者自己紹介

----- 各委員自己紹介 -----

(5) 委員長互選・副委員長の指名

事務局： 次に芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条により、委員長は委員の互選によって定めることとなっており、また、副委員長は委員長が指名することになっております。

まず、委員長につきましては、いかがいたしましょうか。

----- 間 -----

事務局： 候補者がいらっしゃらないようですので、事務局から委員長を提案させていただくということでいかがでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

事務局：ありがとうございます。それでは事務局といたしましては、富田委員に委員長をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

事務局：ありがとうございます。それでは富田委員、よろしく申し上げます。
続きまして、富田委員長、副委員長の指名をお願いします。

委員長：副委員長は、神部委員をお願いしたいと思います。
どうぞよろしく申し上げます。

事務局：ただいまご指名のありました、神部委員に副委員長をお願いいたします。
それではこの後の議事進行につきましては、委員長をお願いいたします。富田委員長、よろしくをお願いいたします。

(6) 会議運営に関する説明等

委員長：では、はじめに、本日、和田委員が「Web会議システムを利用した会議の出席」をされておりますが、「芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則」第4条の規定により第4条の規定により「出席」として取り扱うものとされています。
Web会議システムの運用方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局：「Web会議システムを利用した会議について」は、次のとおり運用したいと考えております。

- 1 Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができる時も「出席」とみなす。なお、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 2 Web会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

以上でございます。

委員長：事務局から説明がありましたが、「Web会議システムを利用した会議の出席について」の運用方法について、ご異議はございますか。

----- 異議なし -----

委員長： 事務局案に沿って本委員会を運営することとします。

委員長： 次に、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

事務局： 本日は委員定数5名中、過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

委員長： 次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局： 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開とすべきと考えております。

委員長： 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

----- 異議なし -----

委員長： それでは、会議を非公開に決定します。

和田委員はWeb会議システムで参加いただいておりますが、周りに人はいない環境で参加いただいておりますでしょうか。

----- (和田委員) 問題なし -----

委員長： それでは、次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

委員長： それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

(7) 議題

ア 募集要項・業務仕様書について

委員長： それでは、本日の議題であります、「募集要項・業務仕様書」について事務局から説明をお願いします。

事務局： （事務局より説明）

委員長： それでは、質疑応答、意見交換等を行います。

石井委員： まず、募集要項の 22 ページに収支の内訳、実績が書いてありますが、収入の上の方。収入の指定管理料が大体 7,000 万円ぐらい上がっていますが、この内訳は措置入院、措置入所の場合とショートステイとの内訳みたいなのが大体分かりますか。大まかな大体割合とかウエイトとかでもいいですけど。

事務局： 入所とショートステイの内訳というよりは、職員の人件費という形でかかってきますので、もともと指定管理料の積算をするに当たりまして、近年でしたら、大体入所が十二、三人いらっしゃるしまして、あとショートステイが月に 2 から 4 人ぐらいなので、合わせても 20 人以下で、その 20 人以下の入所に対応できるような職員の配置というのを根拠に設定しております。その都度、内訳が、ショートステイにいくら、入所者に対していくらという内訳は把握していない状況です。

石井委員： 全体として。

事務局： そうですね。

石井委員： ありがとうございます。先ほど、5 年間の指定管理料の予算が 3 億 7,000 万円ですが、これは人件費が 3 億 7,000 万円を超えたら駄目ってことですか。それとも人件費、事業費、事務費全ての合計が 3 億 7,000 万円を超えてはいけないということでしょうか。

事務局： 全ての金額を含めて超えてはいけないということになります。

石井委員： 全てのコストが 3 億 7,000 万円以下に抑えてくださいということですか。

事務局： そういうことになります。

石井委員： これを確認していますと、今、人件費、事業費、事務費も全部入れると、この5年間だけ4億2,000万円ぐらいになっていますが、かなり厳しい設定になるということですか、今回は。

事務局： そうですね、収入としては、指定管理料の他に介護保険報酬とか、利用料収入もございますので、収支としてはバランスを取っていただいているということでございます。

石井委員： なるほど、分かりました。ちなみに、それって毎回見直される感じですか。5年ごとに見直される感じですか、その指定料の金額は。

事務局： 5年ごとに指定管理料を見直しております。今回、修繕費の部分を迅速に対応いただくようにということで、その部分を指定管理者で負担いただくために、少し増やしたこともあります。もう一つ、介護保険の従事者については、国のほうで新たな処遇改善加算を昨年度から実施しております。養護老人ホームは処遇改善の対象にはなっていないですけど、内容的には介護業務と類似したものである。養護老人ホームの職員の処遇改善についても、市町村でしっかり、適切に対応するようにという通知もございました。その分、従事者1人当たり月9,000円をプラスしまして、今回、指定管理料の予定価格に上乗せしておる状況です。

石井委員： なるほど、分かりました。昨今、物価が上がってきているので、例えば給食費とか、食材関係とかも上がってくるし、光熱費とかも上がってくるでしょうし、人件費も今上乗せされているということですけど、その辺は特に今回、見直しを反映されたというのがありますか。

事務局： 介護報酬で収入がありますが、外部サービスを利用されていますので、外部の事業所にその分、委託料としてお支払いしていることで、その差額がその年によって、御利用者の利用状況によって変わってきます。この2年間は、特にそういう収入もあったのと人員配置のこともありますが、収支の状況で言いますと黒字と申しますか、幾らか余裕がある形になっていますので、そのベースの部分については、特に上げてはいない、指定管理料の予定価格に反映はさせていない状況です。

石井委員： 黒字部分で吸収できるだろうということですか。ありがとうございます。

委員長： この予定価格は、これは応募者には公開はしない。

事務局： これは募集要項として公開しますので、予定価格を見ていただいて、算定いた

だくことになります。

委員長： そしたら、本気で受注しようと思う人は、ここに抑えてくるということですか。

事務局： そういうことです。

委員長： 分かりました。

和田委員： 事務局、御説明ありがとうございます。私、2点、質問を確認の意味でさせていただきますと思います。

まず1点目は、先ほどの石井先生の御質問と重なりますが、一応、募集要項の5ページと22ページ、指定管理料が今回3億7,300万円ですね。22ページの5年間、今年も予算額も入っておりますけれども、ざっくりですが、ここ三、四年は指定管理料7,200万円で見積もっていらして、今回公開される5年間で3億7,300万円だと、大体7,500万円ぐらいが年間なので、300万円ほどが上乗せで、今回1年間、指定管理料が上がるのかなという感じですが、

石井先生もおっしゃっていた、昨今の物価上昇から考えたら、1年間大体300万円ということは、4%強上がるのかな、1年間でざっくりですが。そうしますと、物価で考えたら光熱費とか修繕費とか人件費とか、この辺が今後この5年間で、算出されている部分はこれだけ物価上昇するとは、ちょっと想像がつかなかった前の部分で算出されていると思いますが、結構きついのかなという部分があります。これは、3億7,300万円が、決まってしまっている数値なのかという部分が1点目の質問です。但し書きといいますか、極端なインフレなどに関しては、若干、事務局と管理者との協議の上決めるというはあるのかなと、必要なのではないかと提案と質問という感じになります。と言いますのは、仕様書で御説明があった8ページ、9ページ、修繕費、備品費を30万円から50万円に上げられるという御説明もあって、それも含めた指定管理料を上げられるという話でしたので、あまり物価上昇に関しての配慮はないのかなと、その辺が気になったもので、1点目はその質問です。

2点目は現在の指定管理者は、応募の継続、見込みと申しますか、予定がおありなのか。さらには、新規の応募者の見込みはなんとなく事務局が把握されているのか、以上2点をお教えいただけたらと思います。

以上でございます。

事務局： お答えします。物価上昇分につきましては、今回、特段の配慮はしていません。過去5年間の実績で見ますと、先ほど課長から申し上げましたように、幾分か黒字になっております。収支率で1.56%の黒字ですので、一定はそこで吸収をしていただけるかなということが1つ。

それから、介護報酬も物価高等に関して、一定の上昇もあるだろうということ

で、そこで人件費などの上昇分については吸収できるかなという予測です。

なお、この場合でも、対応できない場合があるかと思いますが、当然、指定管理しますと、債務負担行為で5年間の負担行為を議決いただきますので、一定そこで上限が決まります。決まりますが、どうしても社会情勢と物価が、今後、非常にインフレが進んだ場合、それについては改めて協議の上、その債務負担も打ち直すという形で議決を採り直さないといけないですが、そういった形で対応することは可能ですので、それは事業者と十分協議の上、進めてまいりたいと思います。

和田委員： 今の御回答で1問目、非常に分かりやすかったです。それはどこかに注記で書かれていますか。いわゆる不測の事態といいますか、そういう場合は事務局と協議の上と。ちょっと見当たらなかったものですから、自分が見落としているのか、もしくは内容であれば、そんな一言書いておかれたほうが丁寧なのではないでしょうか。今の御返答で非常に良いと思うので、その辺、あらかじめ応募者にお伝える意味でも、要らないのかなと思ったのですが。

事務局： 仕様書の14ページに、指定管理者と芦屋市の責任分担という項目がございます。15ページ、金利変動を伴う経費の増、あるいは物価変動に伴う経費の増加については指定管理者の責任分になります。

なお、この分担になりますけれども、これが著しい場合、これが通常予想できる範囲を超えているような場合は、その下に備考のように書いていますが、この事項で疑義がある場合、または本拠の定めないものについては協議事項とするところに対応できるかなと思います。よろしいでしょうか。

和田委員： ありがとうございます。では、2点目をお願いいたします。

事務局： もう一つは、現在の指定管理者が継続して応募される見込みがあるかですが、これは継続いただけると考えておまして、逆に新規の法人が応募されるかどうかについては、立地の面で、先ほど御説明しましたように山手でありまして、なかなか人材確保の面とか難しい面もあるのかなと考えております。

以上です。

和田委員： ありがとうございます。富田先生、以上です。

委員長： ほか、意見、御質問等ありますでしょうか。

谷委員： 募集要項の1ページ目の表で、利用される方で、措置による入所者の説明いただいた中に、身寄りのない方も入るということですが、いわゆる身寄りのないというと、本当に全く親族おられない方のほかにも、身寄りいるけども支援が見込めない方もおられると思います。その辺り、対象としては身寄りがおられるけど、支援見込めない

人も含まれるのかどうかをお聞きできたらと思います。

事務局： おっしゃるような身寄りがいらっしゃるけれども、支援が見込めない方についても対象となるものです。以上です。

谷委員： ありがとうございます。

委員長： 1ページのこの表、入所者の推移ですけど、これは、その年度の新規という意味なのか、あるいは累計という意味であるのか。

事務局： これは、年度内でも入所されたり、退所されたりということで数が変わりますが、3月31日の時点、年度末の時点の入所者数になっています。

委員長： 新規という意味ではなく、その年度末の時点で何人入所しているかということ。

事務局： そうですね。

委員長： 平成30年が割と突出しているようにも思いますが。ショートステイが突出しているように思いますが、何か理由みたいなのがあったりしますか。

事務局： ショートステイは、基本的な利用については月7日以内で決まっていますが、虐待ケースですとか、後見人が決まるまでの長期間利用する必要がある方の場合は長期に御利用される場合もありますので、そういうケースが多いときに、ちょっとショートステイの利用日数とか人数がかなり増えてしまうという、こういう表になっております。

委員長： 特に、平成30年に突出した出来事があったというわけではない。

事務局： そのような虐待のケースですとか、そういうものが少し他の年に比べて多かったということでございます。

委員長： 多かったぐらい、分かりました。

石井委員： 先ほど、和田先生からも質問あった今後の入札の予定者で、新規が今回難しいのではないかとお話ですが、過去2回ぐらいですか、入札されている。そのときの実績とか競争率とかどんな感じだったのでしょうか。

事務局： 過去も同じく、今現在、指定管理者されている法人、聖徳園さんが応募される

のみで、ほかからは特に応募はない状況です。

石井委員：　そうですか。

委員長：　なかなか立地上、難しいですね。

石井委員：　そうですね。

委員長：　確かに、かなりアクセスが。

石井委員：　かなり上のほうで、向かいでもされているじゃないですか、聖徳園さんは。

事務局：　はい。

石井委員：　あれも、人の共通利用とかされたりとか、そういうことがあったりしますか、人とか設備とか。

事務局：　ちょっと兼務をされている方もいらっしゃいますし、実際に今回、コロナで従事者が罹患されて、一時的にスタッフが減った場合も、ちょっと応援に来てもらうことがあったと聞いています。兼務の職員なんかがいらっしゃる点で、ちょっと有利な面があるのかなと考えております。以上です。

委員長：　ほかにございませんでしょうか、よろしいですかね。

では、募集要項、業務仕様書については、先ほど和田委員から出た問題意識は、一応反映されているということで、このままでよろしいですか。特に付記をするかどうかですけれども。仕様書の部分に反映されているという話が出ましたので、付記するかどうかも含めて、ちょっと事務局で御検討いただく形にしたいと思います。

続きまして、審査要領と選定基準に移りましょう。それについて、事務局で御説明をお願いいたします。

事務局：　（事務局より説明）

委員長：　それでは、この点について、御意見、御質問がある方はおっしゃっていただければと思います。どうぞ、石井委員。

石井委員：　まず、審査基準のところ、素朴な疑問というかあれですけども、人材確保の3で、維持管理の3の維持管理（3）人材確保、人材育成があって、一般的にこの介護業界って、かなりマンパワーが不足していて、この辺の確保は非常に難しいと思う、すごく大事だと思いますけど、重みづけとして10点でいいですかねと

いう確認がまず1点。

もう一点は、審査要領、第一次選考の中で資金繰り、経営状態に懸念がある法人等は、当然注視すべきだと思いますが、その中で、提出資料として資金繰り表みたいなものを想定されているのか、収支計画とかはありますけど、資金繰りがショートしてしまうと事業者としては終わってしまいますので、その辺の提出資料として想定されているのか。ちょっと気になっている、これも質問です。ページがどこか忘れましたが、指定管理料は半年に1回に支払いますとなっていると思います。ということは、最初の半年間は事業者が立て替えることになりませんか、人件費とか。これは質問になります。

事務局： 初めに指定管理料の支払いのことですけど、年に2回、前払いでお支払いすることになっております。

石井委員： なるほど、分かりました。

事務局： あと、人材確保について、介護業界での人材確保が困難であることは以前から続いていますが、この部分については非常に重要な項目ではありますけど、養護老人ホームに特化した、重点的に配点すべきかどうかという点では、この緊急時の対応についてとか、セーフティネット機能についてが、特に養護老人ホームとしては重視したい点であるので、決して重視してないわけではないですが、今回は10点で配点させていただいたということでございます。

石井委員： ほかも同じようなあれですか、介護施設的なところとか、これだけ重みづけ、人材確保とかって、こんなもの。

事務局： そうですね。苦勞されているのは結構お聞きしております、施設によっては外国人労働者を雇われているであるとか、あとは派遣の方を入れる等の対応をしているとお聞きしておるところです。

石井委員： 資金繰り的なものの計画を、何か提出資料として想定されているかどうか。

委員長： たしか、決算報告書はよく出てきていたと思います。

石井委員： 貸借対照表とか損益計算書とか。

委員長： 先生は、それ以外で何か資金繰りに関することを想定されているのでしょうか。

石井委員： そうですね。お金の回りは、また損益計算書とかとは別になってくるので、その辺の、金融機関から融資を受けられるかどうかは知らないですけども、資金繰りが回っているかどうか、やっぱり事業存続するか、事業者が存続するかどうか、

言ってしまうとそこに尽きるので、資金繰りに。そういったところを見られる予定があるかどうかですけど。

事務局： 通常、社会福祉法人ですので、損益計算書と貸借対照表とキャッシュフローと公開されていますので、それで現金の状況や、預貯金の状況とか債務の状況を確認はしますが。

石井委員： 計画的な部分というかね。

事務局： 資金繰りのところまでは、ちょっと予定はしてないのが実情です。

石井委員： キャッシュフロー計算書も、キャッシュの流れで核の話になってくるので、この先、どういう資金繰り立てをされているのかも、結構大事なかなと思います。

事務局： 特に新たな法人さんが進出といいますか、事業を拡大する過程の中で応募された場合は、そこは非常に慎重にしないといけないのかなという気はありますが、法人としては、そういう資金繰り表って通常備えているものでしょうか。

石井委員： いや、普通にやっています。中小企業さんとか、会社さんによってはないところもあると思いますけど、大事なところかなとは思いますが、やるべきところであると思っています。あまり今まで、例えばこことか長くお付き合いされていると思いますけど、そういうのはあんまり見られたことは、今までないということですか。

事務局： そうですね。法人の監査をお伺いする際、そこまでは多分、確認してないと思います。

石井委員： 仮に、資金繰り表を募集要項に入れると、ハードルが上がっちゃうということですかね。もし入れるとしたら、懸念とされる場所があれば。

事務局： 法人のハードルも、多分作ってらっしゃらなければ。

石井委員： 作ってなければ。

事務局： 作らなあかんのよねということですけど、私どもがそれを、この委員会で御評価いただきますが、読めるのかなというところは、ちょっと心配というか、疑問はありますけど。

石井委員： 作ってらっしゃるとこも、結構あるとは思いますが。

事務局：　そうですか。

石井委員：　銀行とかに融資を受けているのであれば、絶対要求はされると思います。銀行からも。

委員長：　決算報告書だけでは、先生、不十分だというようなあれですか。

石井委員：　そうですね。先の部分、この先どういう計画になっているかは決算書に表れてこないの。この先、どういうお金が入ってきて、どういう出があるのかを、ちゃんと計画的に経営されているかどうか、企業の存続という意味では、資金繰りが尽きたら、どこも即倒産なので、そういったところですよ。

委員長：　入りと出はでも、この施設に関してはこれがあります。資料4の22ページです、募集要項。

石井委員：　はい。実績としては一応これがあつて。

委員長：　一応指定管理料は前払いなので、資金ショートみたいなのは。

石井委員：　なりにくいってことかな。

委員長：　ちょっと想定は、なかなか前払いであれば。

石井委員：　確かにそうですね。

委員長：　想定はしづらいのかなとも思いますけど。

石井委員：　指定管理料である程度、前にもらっているということであればというところですかね。

委員長：　それを適切に、もちろんそれをほかの事業につぎ込まれてしまつてはとうしようもないですが、適切にこの事業に使う分に関しては、そんなにこの資金繰りがショートになるのは、想定はなかなかしにくい事態ではあります。

石井委員：　確かに前払いでもらっているのは、一つそこは安心できる、向こうからすれば安心できる場所ではあつて、ほかの事業にそれこそ流用しなければってところにはあるとは思いますが。

委員長：　流用しなければ。

石井委員： もしあれだったら、監査のときでも1回見られたほうがいいかもしれないです。
もしあるようでしたら、どうなっていますかというところ。

委員長： 資金繰り表に関しては、ちょっと検討事項というか、今回の募集に、あるいは
監査に際してという形にするか、事務局で御検討いただく形にいたしましょうか
ね。先生、以上でしたか。

石井委員： はい、以上です。

委員長： ほかに御質問、御意見等ありますでしょうか。どうぞ、神部先生。

神部委員： 私からは2点ほど質問させていただきます。

1つは、審査要領の3、選定方法の(1)第一次選考の中で、アは分かりますが、
イとウ、経営状態についての懸念、管理運営についての懸念について、これはどのよ
うなところを想定したらいいのか、確認させていただきたいのが1点です。まず、こ
こを教えていただけますか。

アの条件は、予定価格を超えるところで分かりやすいですけれども、イとウの懸念
をどのように捉えているのか、確認したいですけれども。

事務局： 経営状態と管理運営についての懸念は、事業計画を出していただく中で、収支
の計画がしっかり妥当な形での計画になっているのか、あと管理運営についても、
人材の配置ですとか、そういった考え方、配置の仕方などで、実際に運営に問題
がないようになっていないかを見ていただければと思います。

神部委員： 人員配置基準で見る、そういう客観的な基準で見ていくということですか。例えば、
管理運営に関しては。

事務局： そうですね。極端に少ないであるとか、実際に運営できるような配置になっ
ているのかです。最低限、きちりそこを備えているかを見ていただきたいと思います。

神部委員： 分かりました。2点目、選定基準のシートがあります。こちらは、もちろん応
募される法人さんに、事前に提示されていますよね。様式にも書いてあるので。
募集要項の様式に。

事務局： 募集要項の5ページで、選定の基準は公開させていただいていますけど。個別
の配点までは。

委員長： 配点までは公開してなかった。

事務局： 公開していないというところです。

神部委員： いや、分かる。配点はそうですけれども。審査項目と審査基準については、その応募される法人さんに事前に提示されているということで。

事務局： 募集要項の中で基準を公開しております。

神部委員： 項目と基準、両方ですね。

事務局： はい。

神部委員： その基準で3の(3)人材確保、育成で、先ほども介護人材を指摘されていますが、確保と育成に加えて福利厚生ですよね。そこなども、ちょっとぜひ含めてほしいなと思っています。

いわゆる労働環境もすごく大事ですので、育てる、確保するところだけではなくて、その働きやすさという観点も、もうちょっと入ったほうがいいのかと思うので、その一つの指標として福利厚生、有給休暇とか育休産休とか介護休暇、そういうところなども労働環境の質を問うという意味では必要なかなと思います。これは提案という形でお願いいたします。

委員長： (3)の項目に、福利厚生が適切かどうかというところ。

神部委員： そうですね。確保、育成が、専門職としての資質を高めていくとこだと思いますけど、一方で働きやすさとか労働環境も仕事を続けていく上での大切なポイントになりますので、その一つの指標として福利厚生も大切かなと思います。なので、選定基準、審査項目も人材確保及び人材育成について、少し文言変更していただいて、福利厚生も含めたものにしていただくのがいいかなと思いました。

委員長： (3)の人材確保及び人材育成、福利厚生は人材確保、育成に広い意味では含まれると思うので、その下の黒点を増やすというぐらいの感じで。

神部委員： そうですね。恐らく、確保に関してはあちこちに求人出すとか、育成については、毎月研修とか学びの場を保障するところを書いてくると思いますけど、繰り返しになりますが、働きやすさとか労働環境という観点がちょっと弱いなと思いますので、そこ何か選定基準、黒点の3点目とかでも構わないので、そこをぜひ書いていただきたいなと思っています。

委員長： そこはただ、黒点の部分に関しては、公開される部分ではないとは思っています。

神部委員 黒点は公開されないですか。

委員長： この選定基準自体は公開されないのではないかなと思いますので、黒点の部分は多分公開されないのではないかなと思われます。

神部委員： ここに何か文言はついて、人材確保と育成についてというところで、記載項目が個々でとどまっているので、そこに何か働きやすさとか労働環境を図るための指標がほしいなと思います。

事務局： 募集要項の（３）人材確保及び人材育成についてと囲みをしております。これに黒点を追加して、例えば労働関係法令を遵守しているか、働きやすさに配慮したことになっているかとか、文言は別にしまして、追加をさせていただければ、ここに当然記載をしますので、審査対象となり得ると思います。審査基準にも一つ、そういったところを追加させていただければと思います。

神部委員： ありがとうございます。

委員長： ほか、ありますでしょうか。谷委員、どうぞ。

谷委員： 今回、選定の際の基準という形になりますが、先ほどから出ています後の話で恐縮ですけど、監査というところで、こういった項目が継続されているかどうかの監査は、どれぐらいのタイミングでとか、あとどういった内容で実施されているのかを教えてくださいなと思います。

事務局： 管理運営そのものは、モニタリングで四半期ごとに行っておりまして、あと年1回という形で、割ときめ細かく日頃の状況と全体的な1年たった状況、収支も含めて確認をさせていただいています。

石井委員： そちらの対象は、この事業について限定なのか、それともその事業者さん全体の事業について見られているのかというと、どちらになりますか。

事務局： もちろん、この事業だけです。

石井委員： そうですか。

事務局： 収支の状況は、当然、全体の決算が出てからでないとは分かりませんので、それも出てから、それも含めて拝見はさせていただいています。

石井委員： 決算書とか当然、全社で見るとは思いますが。さっきの資金繰りの話があれですけど、こっちの事業が仮に余裕が、前払いであったとしても、やっぱり事業者

全体として厳しかったら、結局、事業者が倒れるリスクはあるので、その辺、監査とかでも今後留意されたらいいかなと思います。

事務局： 当然、事業別で決算立てておられますので、出しておられる、その状況で流用してないかどうかとか、逆に繰り入れてないかどうか、そういったところは拝見している。

石井委員： 会社全体として大丈夫かどうかも見えておいたほうが、事業者の存続という意味ではいいかなと思いました。

委員長： どうぞ、谷さん。

谷委員： 先ほどのモニタリングに関連して、選定基準の2の管理体制の(2)、緊急時の対応で今回感染症対策として、ここ2年、コロナの対策で多分施設さんも大変やったかなと思いますけど、予防対策であるとか、実際発生したかどうかは分からないですけども、そのときの対応だとか、この2年、聖徳園さんではどういった対策されていたのか、教えていただけたらと思います。

事務局： 聖徳園さんで毎月研修なんかも実施されていますが、その中で、和風園としても感染委員会を持って、対応について検討する機会があり、研修の中で、実際に感染しないためのガウンテクニックの研修ですとか、そういったものも取り組んでいらっしゃるかと報告を受けておりますのと、あと感染症対策マニュアルも整備されていると聞いております。以上です。

谷委員： ありがとうございます。

事務局： 入所者での感染、陽性者はないですが、委託業者の働いておられる方が陽性になってというケースはあったということでございます。

委員長： ほか、何か御質問、御意見等ありますでしょうか、特にない。和田先生とかよろしいでしょうか。

では、特にこれ以上はないようですので、審査要領・選定基準については先ほど出た意見、人材確保における福利厚生であるとか、その辺りの改定について、少し事務局で御検討いただけたらと思います。

では、本日議論すべき内容としては以上になりますけれども、これ以外の点も含めて、委員から御意見、御質問等あればおっしゃっていただければと思います。もし、ないようであれば、次回以降の日程調整及び現地見学等について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局： 今後の予定ですが、次の第2回目は10月11日火曜日、午後1時から午後3時

半。第3回目は10月24日の月曜日、午後1時から3時半です。場所はどちらも、今回と同じ市役所北館4階教育委員会室でございます。

また、現地見学は8月24日を予定しております。見学を御希望される方は、8月19日までに事務局まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

最後に、冒頭に申し上げましたが、応募締切り後に事業者との利害関係の有無について委員の皆様へ御照会をさせていただきます。利害関係にある場合は、公平な審査を行うために委員を交代させていただく場合がございます。事務局からは以上でございます。

委員長： では、最後に委員会で御指摘いただいた内容の変更については、どの程度反映させるのか等も含めて、委員長の私に御一任いただければと思っております。よろしくようお願いいたします。

では、本日の委員会はこれで終了いたします。